

大仙市中小企業振興融資あっせん制度

制度名	中小企業創業資金	
	マル仙創業	マル仙SSS保証
1 要 領	①対 象 者 次の(1)から(7)のいずれかに該当し、市税を完納しているもの。 ただし、許認可等が必要な業種は、許認可等を受けていること。または許認可等の取得が確実であること。 (1)事業を営んでいない市民であって、1月以内（支援創業関連保証に該当する場合にあっては6月以内）に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有するもの (2)事業を営んでいない市民が市内で事業を開始した日以後5年を経過していないもの (3)事業を営んでいない市民であって、2月以内（支援創業関連保証に該当する場合にあっては6月以内）に新たに市内に会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの (4)事業を営んでいない個人により市内に設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (5)中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画があるもの (6)自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立から5年未満であるもの (7)事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに会社を設立して継承させ、個人創業時から5年未満であるもの	
	②自己資金	保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること
	③資金使途	運転資金及び設備資金※1 同左
	④融資限度額	1,000万円以内 (マル仙、マル仙小口を含む) 同左
	⑤融資期間	10年以内 ※令和8年3月31日まで1年以内の 元金返済据置期間を含む 10年以内 ※令和8年3月31日まで1年以内の 元金返済据置期間を含む ※条件によっては、据置期間3年以内
	⑥償還方法	原則、均等分割返済
	⑦連帯保証人	原則として ・個人事業者は不要 ・法人は代表者のみ ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した法人は、連帯保証人を不要とする。 不要
	⑧貸出利率	年率1.55%以内 同左
	⑨保証料率	0.88% ※全額市が負担 ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した法人は、要綱に定める保証料率が上乗せとなり、その分は自己負担なる。 1.08% ※0.88%は市が負担 0.2%は自己負担
2 申込み	マル仙、マル仙小口と同じ	
3 その他	関係書類に「 ⑩ 創業」と表示する。	関係書類に「 ⑩ SSS保証」と表示する。

※1 次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は対象外

- (1) 新会社設立のための資本金、株式取得金
- (2) 新たに開始する事業が、公序良俗に反するもの、または公序良俗に反する行為のために営業としてサービスの提供を行うもの、一時的、または投機的なものである場合。
- (3) 不動産取得資金
- (4) 普通乗用自動車・小型乗用自動車の購入